

四 半 期 報 告 書

(第128期第2四半期) 自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

株式会社 岩手銀行

(E03543)

第128期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 岩手銀行

目 次

頁

第128期第2四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	19
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【株価の推移】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表】	26
2 【その他】	68
3 【中間財務諸表】	70
4 【その他】	92
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	93

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月26日

【四半期会計期間】 第128期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社岩手銀行

【英訳名】 The Bank of Iwate, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高橋真裕

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【電話番号】 盛岡(019)623局1111番

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 井沢良治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号
株式会社岩手銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3241局4312番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 藤田勝敏

【縦覧に供する場所】 株式会社岩手銀行東京営業部
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経済指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成21年度中間 連結会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	26,003	30,261	25,068	53,655	54,650
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	5,891	1,454	4,955	10,046	△ 8,908
連結中間純利益	百万円	2,842	998	3,120	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	4,843	△ 4,657
連結純資産額	百万円	166,778	137,546	137,164	150,048	121,645
連結総資産額	百万円	2,367,078	2,381,279	2,437,342	2,378,642	2,421,970
1株当たり純資産額	円	8,908.41	7,446.90	7,428.39	8,112.89	6,587.56
1株当たり中間純利益金額	円	151.83	53.98	168.97	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	258.83	△ 252.04
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	148.20	47.81	153.24	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	240.53	—
自己資本比率	%	7.0	5.7	5.6	6.3	5.0
連結自己資本比率 (国内基準)	%	13.65	13.38	13.47	13.31	12.82
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 22,111	△ 985	21,672	△ 6,225	7,601
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,020	△ 2,077	△ 20,582	△ 10,919	△ 4,825
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	19,475	△ 707	△ 1,312	17,435	△ 6,253
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高	百万円	35,307	31,428	31,498	35,187	31,714
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,566 [562]	1,559 [566]	1,555 [578]	1,517 [567]	1,507 [572]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第126期中	第127期中	第128期中	第126期	第127期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	25,986	30,254	25,063	53,625	54,636
経常利益 (△は経常損失)	百万円	5,882	1,452	4,952	10,017	△ 8,919
中間純利益	百万円	2,833	999	3,115	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	4,819	△ 4,660
資本金	百万円	12,089	12,089	12,089	12,089	12,089
発行済株式総数	千株	19,097	19,097	19,097	19,097	19,097
純資産額	百万円	166,281	137,035	136,644	149,535	121,130
総資産額	百万円	2,366,721	2,380,920	2,436,982	2,378,277	2,421,611
預金残高	百万円	2,041,412	2,084,648	2,145,919	2,094,869	2,144,153
貸出金残高	百万円	1,279,711	1,340,785	1,370,085	1,335,567	1,402,590
有価証券残高	百万円	925,655	892,018	910,656	909,880	868,812
1株当たり配当額	円	30.00	30.00	30.00	60.00	60.00
自己資本比率	%	7.0	5.7	5.6	6.2	5.0
単体自己資本比率 (国内基準)	%	13.60	13.34	13.43	13.27	12.77
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,514 [512]	1,516 [516]	1,518 [530]	1,470 [517]	1,470 [522]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

4. 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,555 [578]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員794人を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員2人を含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,518 [530]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員712人を含んでおりません。
2. 従業員数は、執行役員2人を含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間のわが国経済の動向をみますと、昨年9月のリーマンショックに伴う世界的な金融危機以降、景気後退局面の様相を続けましたが、こうした中であって個人消費や輸出は一部に持ち直しの兆しがみられるものなお盛上りを欠いているほか、雇用面での回復の遅れや設備投資の不振が目立つなど、全体としてみればなお低迷の域を脱しておらず、したがって金融危機直前の経済活動のレベルを回復するまでには至っていないとみられます。

当行の主たる営業基盤であります岩手県内経済につきましても、生産活動に漸く下げ止まりの動きがみられ、公共工事発注額も前年を上回りましたが、雇用情勢は製造業の非正規労働者の求人が牽引役となり改善傾向にあるものの、全国求人倍率との乖離が大きく、依然として厳しい状況にあるほか、雇用者所得の減少から個人消費や住宅建設も足踏み状態にあるなど、全体として低迷基調が続いています。

このような経済環境にありまして、当行および関係会社は株主の皆さまとお取引先のご支援のもと、昨年度赤字決算からの業績回復を目指し、役職員が一体となって業容の拡大と経営の合理化に努めました結果、次のような営業成績を収めることができました。

預金は、社会貢献型の新企画商品である「がん制圧支援定期<健やか人生>」が多くのお客さまからご好評をいただいたことなどにより個人預金が順調に増加し、法人預金も好調に推移したことから、当第2四半期連結会計期間末残高は、前第2四半期連結会計期間末対比614億円増加し2兆1,458億円となりました。

貸出金は、法人向け貸出が資金需要の低迷などの要因により減少した一方で、個人向け貸出が住宅ローンを中心に堅調に推移したほか、地公体向け貸出も増加したことから、当第2四半期連結会計期間末残高は、前第2四半期連結会計期間末対比293億円増加し1兆3,700億円となりました。

有価証券は、流動性・安全性を重視した運用に努めました結果、国債、地方債、公社債等が増加したことから、当第2四半期連結会計期間末残高は、前第2四半期連結会計期間末対比186億円増加し9,110億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、利回りの低下により資金運用収益が減少したことに加えて、有価証券売却益が大きく減少したことから、前第2四半期連結会計期間対比48億84百万円減の122億8百万円となりました。経常費用は、資金調達費用の減少、営業経費の節減に加えて、経済環境の悪化および金融市場の混乱により前第2四半期連結会計期間において増加した与信費用、保有有価証券にかかる減損費用等が大幅に減少したことから、同68億44百万円減の103億26百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結会計期間対比19億58百万円増の18億81百万円、四半期純利益は同4億99百万円増の9億75百万円となりました。

① 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、貸出金利回や有価証券利回の低下により資金運用収益が減少し、資金調達費用の減少幅を上回った結果、前第2四半期連結会計期間対比37百万円減の86億37百万円となりました。内訳をみますと、国内業務部門が前第2四半期連結会計期間対比37百万円増の84億28百万円、国際業務部門が同74百万円減の2億9百万円となりました。

役務取引等収支は、預り資産関連手数料や為替手数料収入の減少により、前第2四半期連結会計期間対比42百万円減の10億27百万円となりました。内訳をみますと、国内業務部門が前第2四半期連結会計期間対比41百万円減の10億22百万円、国際業務部門が同2百万円減の4百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債権売却益の減少を主因として減収となった一方で、投資信託や外国証券等の減損処理費用および売却損が大きく減少したことから、前第2四半期連結会計期間対比9億15百万円増の△4億74百万円となりました。内訳をみますと、国内業務部門が前第2四半期連結会計期間対比9億20百万円増の△4億98百万円、国際業務部門が同6百万円減の23百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	8,391	283	8,674
	当第2四半期連結会計期間	8,428	209	8,637
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	10,287	422	118 10,591
	当第2四半期連結会計期間	9,747	287	72 9,962
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	1,895	139	118 1,916
	当第2四半期連結会計期間	1,319	78	72 1,324
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	1,063	6	1,069
	当第2四半期連結会計期間	1,022	4	1,027
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,636	9	1,646
	当第2四半期連結会計期間	1,587	7	1,595
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	573	2	576
	当第2四半期連結会計期間	564	2	567
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	△ 1,418	29	△ 1,389
	当第2四半期連結会計期間	△ 498	23	△ 474
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	1,648	29	1,677
	当第2四半期連結会計期間	364	23	388
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	3,067	—	3,067
	当第2四半期連結会計期間	863	—	863

- (注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 前第2四半期連結会計期間の資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用4百万円を控除して表示しております。なお、当第2四半期会計期間の金銭の信託運用見合費用はありません。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預り資産関連手数料、受入為替手数料が減少したことなどから、前第2四半期連結会計期間対比51百万円減の15億95百万円となりました。内訳をみますと、国内業務部門が前第2四半期連結会計期間対比49百万円減の15億87百万円、国際業務部門が同2百万円減の7百万円となりました。

役務取引等費用は、支払為替手数料の減少を主因として、前第2四半期連結会計期間対比9百万円減の5億67百万円となりました。内訳をみますと、国内業務部門が前第2四半期連結会計期間対比9百万円減の5億64百万円、国際業務部門が同横這いの2百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,636	9	1,646
	当第2四半期連結会計期間	1,587	7	1,595
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	648	9	658
	当第2四半期連結会計期間	618	7	626
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	609	—	609
	当第2四半期連結会計期間	626	—	626
うち証券関係業務	前第2四半期連結会計期間	21	—	21
	当第2四半期連結会計期間	14	—	14
うちEB関係業務	前第2四半期連結会計期間	40	—	40
	当第2四半期連結会計期間	40	—	40
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	573	2	576
	当第2四半期連結会計期間	564	2	567
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	106	2	109
	当第2四半期連結会計期間	98	2	101

(注) 国際業務部門には、当行の外国為替業務等に関する収益、費用を計上しております。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	2,079,974	4,464	2,084,438
	平成21年9月30日	2,141,082	4,773	2,145,855
うち流動性預金	平成20年9月30日	931,177	—	931,177
	平成21年9月30日	965,691	—	965,691
うち定期性預金	平成20年9月30日	1,130,357	—	1,130,357
	平成21年9月30日	1,162,477	—	1,162,477
うちその他	平成20年9月30日	18,438	4,464	22,903
	平成21年9月30日	12,912	4,773	17,686
譲渡性預金	平成20年9月30日	72,592	—	72,592
	平成21年9月30日	77,749	—	77,749
総合計	平成20年9月30日	2,152,566	4,464	2,157,031
	平成21年9月30日	2,218,831	4,773	2,223,605

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

④ 国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,340,785	100.00
製造業	216,127	16.12
農業	3,107	0.23
林業	1,028	0.08
漁業	1,297	0.10
鉱業	2,829	0.21
建設業	53,539	3.99
電気・ガス・熱供給・水道業	21,934	1.64
情報通信業	10,096	0.75
運輸業	34,689	2.59
卸売・小売業	204,040	15.22
金融・保険業	60,923	4.54
不動産業	87,404	6.52
各種サービス業	152,327	11.36
地方公共団体	158,721	11.84
その他	332,718	24.81
特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	1,340,785	—

業種別	平成21年 9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,370,085	100.00
製造業	226,073	16.50
農業, 林業	4,396	0.32
漁業	1,073	0.08
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,719	0.20
建設業	54,950	4.01
電気・ガス・熱供給・水道業	20,264	1.48
情報通信業	8,287	0.61
運輸業, 郵便業	30,563	2.23
卸売業, 小売業	198,943	14.52
金融業, 保険業	56,232	4.10
不動産業, 物品賃貸業	136,381	9.95
各種サービス業	97,818	7.14
地方公共団体	189,848	13.86
その他	342,530	25.00
特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	1,370,085	—

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況(当第2四半期連結会計期間)

○現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、前第2四半期連結会計期間対比70百万円増加し、314億98百万円となりました。

○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加・預金の減少を主因に121億7百万円の資金減少となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、譲渡性預金の減少が縮小したほかコーロローン等が減少したことなどにより251億17百万円増加しました。

○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還により110億21百万円の資金増加となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、有価証券の売却・償還による収入が減少したことから260億29百万円減少しました。

○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により2百万円の資金減少となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、自己株式の取得による支出が減少したことから1億44百万円増加しました。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	17,786	18,881	1,095
経費(除く臨時処理分)	13,966	13,624	△ 342
人件費	7,058	6,872	△ 186
物件費	6,066	5,949	△ 117
税金	841	802	△ 39
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	3,819	5,257	1,438
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,819	5,257	1,438
一般貸倒引当金繰入額	2,036	162	△ 1,874
業務純益	1,783	5,095	3,312
うち債券関係損益	△ 2,030	△ 753	1,277
臨時損益	△ 330	△ 143	187
株式関係損益	2,915	485	△ 2,430
不良債権処理損失	3,219	300	△ 2,919
貸出金償却	0	0	—
個別貸倒引当金繰入額	3,185	203	△ 2,982
偶発損失引当金繰入額	23	51	28
債権売却損	10	44	34
退職給付費用	390	544	154
その他臨時損益	363	216	△ 147
経常利益	1,452	4,952	3,500
特別損益	224	△ 73	△ 297
うち固定資産処分損益	251	△ 22	△ 273
うち減損損失	26	50	24
税引前中間純利益	1,677	4,878	3,201
法人税、住民税及び事業税	2,828	26	△ 2,802
法人税等調整額	△ 2,150	1,736	3,886
法人税等合計	678	1,762	1,084
中間純利益	999	3,115	2,116

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.77	1.63	△ 0.14
(イ) 貸出金利回	2.02	1.90	△ 0.12
(ロ) 有価証券利回	1.65	1.49	△ 0.16
(2) 資金調達原価 ②	1.54	1.39	△ 0.15
(イ) 預金等利回	0.31	0.21	△ 0.10
(ロ) 外部負債利回	0.53	0.12	△ 0.41
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.23	0.24	0.01

(注) 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5.31	8.13	2.82
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	5.31	8.13	2.82
業務純益ベース	2.48	7.88	5.40
中間純利益ベース	1.39	4.82	3.43

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,084,648	2,145,919	61,271
預金(平残)	2,101,101	2,169,263	68,162
貸出金(末残)	1,340,785	1,370,085	29,300
貸出金(平残)	1,333,194	1,363,787	30,593

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,648,810	1,682,191	33,381
法人	339,250	359,653	20,403
合計	1,988,061	2,041,844	53,783

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	310,868	322,937	12,069
住宅ローン残高	287,875	301,105	13,230
その他ローン残高	22,992	21,832	△ 1,160

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	763,125	758,722	△ 4,403
総貸出金残高	② 百万円	1,340,785	1,370,085	29,300
中小企業等貸出金比率	①/② %	56.91	55.37	△ 1.54
中小企業等貸出先件数	③ 件	113,948	110,557	△ 3,391
総貸出先件数	④ 件	114,286	110,882	△ 3,404
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.70	99.70	—

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	10	30	4	10
保証	2,281	9,577	2,216	7,654
計	2,291	9,608	2,220	7,665

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,089	12,089
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	4,811	4,811
	利益剰余金	117,036	113,391
	自己株式(△)	3,969	3,997
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	554	554
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	129,414	125,740
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	129,414	125,740
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	5,294	4,921
	偶発損失引当金	—	107
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	10,000	10,000
	計	15,294	15,028
	うち自己資本への算入額 (B)	15,294	15,028
控除項目	控除項目(注4) (C)	27	628
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	144,680	140,140

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	972,120	933,341
	オフ・バランス取引等項目	30,651	28,226
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,002,771	961,567
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	78,343	78,286
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,267	6,262
	計(E)+(F) (H)	1,081,114	1,039,854
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		13.38	13.47
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		11.97	12.09

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,089	12,089
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	4,811	4,811
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	7,278	7,278
	その他利益剰余金	109,243	105,589
	その他	—	—
	自己株式(△)	3,964	3,993
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	554	554
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	128,903	125,221
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	128,903	125,221
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	5,294	4,921
	偶発損失引当金	—	107
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	10,000	10,000	
計	15,294	15,028	
うち自己資本への算入額 (B)	15,294	15,028	
控除項目	控除項目(注4) (C)	24	624
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	144,173	139,624
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	971,761	932,981
	オフ・バランス取引等項目	30,651	28,226
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,002,412	961,208
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	78,326	78,264
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,266	6,261
	計(E)+(F) (H)	1,080,738	1,039,472
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		13.34	13.43
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		11.92	12.04

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	131	154
危険債権	189	218
要管理債権	124	86
正常債権	13,127	13,384

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,450,000
計	49,450,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,097,786	同 左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	19,097,786	同 左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成21年11月1日から四半期報告書を提出する日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、下記のとおりであります。

2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成19年8月13日発行）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数（個）	2,734個
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	本新株予約権の行使により当行が当行株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成19年8月27日～ 平成29年7月30日 (行使請求受付場所現地時間) (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高（百万円）	13,670

(注) 1 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、8,376円とする。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式（当行が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

(注) 2 但し、①当行による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成29年7月30日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当行の組織再編等を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

(注) 3 平成24年8月13日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当行普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（但し、平成24年7月1日に開始する四半期に関しては、平成24年8月13日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。平成24年8月13日以降平成29年7月12日（当日を含む。）までは、本新株予約権付社債権者は、同日以降のいずれかの取引日において当行普通株式の終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%を超えた場合には、以後いつでも本新株予約権を行使することができる。平成29年7月13日以降は、本新株予約権を行使することができる期間中に行使の請求がなされる限り、いつでも本新株予約権を行使することができる。但し、本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

① (i) Rating and Investment Information, Inc. 若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当行の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がA-以下である期間、(ii) R&Iにより当行の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は (iii) R&Iによる当行の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間。

②当行が、本新株予約権付社債権者に対して、当行による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間（但し、税制変更による繰上償還において、本新株予約権付社債の要項に従って繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）。

③当行が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間。

なお、本項において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されていない日を含まない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月30日	—	19,097	—	12,089,634	—	4,811,454

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウ ント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,177,400	6.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	903,074	4.72
岩手県企業局	盛岡市内丸11番1号	611,980	3.20
岩手県	盛岡市内丸10番1号	576,347	3.01
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	489,700	2.56
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイ ランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	481,068	2.51
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	479,900	2.51
ノーザン トラスト カンパニー エ イブイエフシー リ ユーエス タッ クス エグゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	451,300	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	410,700	2.15
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイ ランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	350,375	1.83
計	—	5,931,844	31.06

(注) 1 当行は、自己株式630,822株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.30%)を保有しておりますが、上記には記載しておりません。

2 シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから、平成19年9月19日付で大量保有報告書、平成20年11月27日付で変更報告書の提出があり、平成20年11月20日現在で下記の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当第2四半期会計期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シルチェスター・インターナシヨ ナル・インベスターズ・リミテッ ド	英国 ロンドン ダブリュー1 ジェイ 6 ティーエ ル、ブルトン ストリート1、タイム アンド ラ イフ ビル5階	1,573,600	8.24

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 630,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,346,700	183,467	—
単元未満株式	普通株式 120,286	—	—
発行済株式総数	19,097,786	—	—
総株主の議決権	—	183,467	—

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当行所有の自己株式22株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社岩手銀行	盛岡市中央通一丁目 2番3号	630,800	—	630,800	3.30
計	—	630,800	—	630,800	3.30

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	4,970	5,370	5,580	5,630	5,640	5,450
最低(円)	4,560	4,660	5,160	5,270	5,240	4,820

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	31,813	38,889	32,134
コールローン及び買入手形	50,278	72,706	57,143
買入金銭債権	23,988	18,789	20,964
商品有価証券	21	17	10
金銭の信託	5,935	—	—
有価証券	※1, ※9, ※14 892,361	※1, ※2, ※9, ※14 911,002	※1, ※2, ※9, ※14 869,158
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 1,340,785	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 1,370,085	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 1,402,590
外国為替	※7 1,320	※7 1,491	※7 1,559
その他資産	※9 12,067	※9 7,644	※9 10,148
有形固定資産	※11 19,061	※11 18,050	※11, ※12 18,610
無形固定資産	1,840	1,443	1,879
繰延税金資産	7,241	4,677	15,051
支払承諾見返	9,608	7,665	8,126
貸倒引当金	△15,043	△15,122	△15,407
資産の部合計	2,381,279	2,437,342	2,421,970
負債の部			
預金	※9 2,084,438	※9 2,145,855	※9 2,143,946
譲渡性預金	72,592	77,749	45,726
コールマネー及び売渡手形	※9 1,000	—	※9 21,000
借入金	262	※9 10,272	279
外国為替	5	0	3
社債	※13 20,000	※13 20,000	※13 20,000
新株予約権付社債	20,000	13,670	14,480
その他負債	28,437	17,720	39,396
役員賞与引当金	15	15	—
退職給付引当金	6,744	6,742	6,693
役員退職慰労引当金	440	284	480
睡眠預金払戻損失引当金	130	93	114
偶発損失引当金	57	107	78
支払承諾	9,608	7,665	8,126
負債の部合計	2,243,732	2,300,177	2,300,325
純資産の部			
資本金	12,089	12,089	12,089
資本剰余金	4,811	4,811	4,811
利益剰余金	117,036	113,391	110,825
自己株式	△3,969	△3,997	△3,992
株主資本合計	129,968	126,294	123,734
その他有価証券評価差額金	7,185	10,607	△2,388
繰延ヘッジ損益	392	261	300
評価・換算差額等合計	7,578	10,869	△2,088
純資産の部合計	137,546	137,164	121,645
負債及び純資産の部合計	2,381,279	2,437,342	2,421,970

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	30,261	25,068	54,650
資金運用収益	21,449	19,936	41,856
(うち貸出金利息)	13,530	12,983	27,188
(うち有価証券利息配当金)	7,441	6,725	13,907
役務取引等収益	3,195	3,039	6,085
その他業務収益	2,073	895	2,843
その他経常収益	3,542	1,196	3,865
経常費用	28,806	20,113	63,558
資金調達費用	3,721	2,605	6,697
(うち預金利息)	3,304	2,307	5,951
役務取引等費用	1,142	1,139	2,302
その他業務費用	4,069	1,237	17,840
営業経費	14,422	14,242	28,291
その他経常費用	※1 5,451	※1 887	※1 8,426
経常利益又は経常損失(△)	1,454	4,955	△8,908
特別利益	305	25	318
固定資産処分益	305	25	311
償却債権取立益	0	—	6
特別損失	80	98	222
固定資産処分損	53	47	110
減損損失	※2 26	※2 50	※2 112
その他の特別損失	—	—	0
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	1,679	4,881	△8,812
法人税、住民税及び事業税	2,829	27	54
法人税等調整額	△2,147	1,733	△4,209
法人税等合計	681	1,761	△4,155
中間純利益又は中間純損失(△)	998	3,120	△4,657

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	12,089	12,089	12,089
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	12,089	12,089	12,089
資本剰余金			
前期末残高	4,811	4,811	4,811
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	4,811	4,811	4,811
利益剰余金			
前期末残高	116,593	110,825	116,593
当中間期変動額			
剰余金の配当	△554	△554	△1,109
中間純利益又は中間純損失(△)	998	3,120	△4,657
自己株式の処分	△0	△0	△1
当中間期変動額合計	442	2,566	△5,768
当中間期末残高	117,036	113,391	110,825
自己株式			
前期末残高	△3,817	△3,992	△3,817
当中間期変動額			
自己株式の取得	△175	△5	△215
自己株式の処分	23	0	40
当中間期変動額合計	△151	△5	△175
当中間期末残高	△3,969	△3,997	△3,992
株主資本合計			
前期末残高	129,677	123,734	129,677
当中間期変動額			
剰余金の配当	△554	△554	△1,109
中間純利益又は中間純損失(△)	998	3,120	△4,657
自己株式の取得	△175	△5	△215
自己株式の処分	23	0	38
当中間期変動額合計	290	2,560	△5,943
当中間期末残高	129,968	126,294	123,734

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	19,841	△2,388	19,841
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△12,655	12,996	△22,230
当中間期変動額合計	△12,655	12,996	△22,230
当中間期末残高	7,185	10,607	△2,388
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	529	300	529
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△136	△38	△229
当中間期変動額合計	△136	△38	△229
当中間期末残高	392	261	300
評価・換算差額等合計			
前期末残高	20,370	△2,088	20,370
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△12,792	12,958	△22,459
当中間期変動額合計	△12,792	12,958	△22,459
当中間期末残高	7,578	10,869	△2,088
純資産合計			
前期末残高	150,048	121,645	150,048
当中間期変動額			
剰余金の配当	△554	△554	△1,109
中間純利益又は中間純損失（△）	998	3,120	△4,657
自己株式の取得	△175	△5	△215
自己株式の処分	23	0	38
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△12,792	12,958	△22,459
当中間期変動額合計	△12,501	15,518	△28,402
当中間期末残高	137,546	137,164	121,645

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	1,679	4,881	△8,812
減価償却費	1,282	1,247	2,656
減損損失	26	50	112
持分法による投資損益 (△は益)	2	0	△1
貸倒引当金の増減 (△)	4,756	△284	5,120
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	23	29	44
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△15	15	△31
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	28	48	△22
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	21	△196	62
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	4	△21	△10
資金運用収益	△21,449	△19,936	△41,856
資金調達費用	3,721	2,605	6,697
有価証券関係損益 (△)	△819	17	14,429
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	11	—	14
為替差損益 (△は益)	△10	△6	△4
固定資産処分損益 (△は益)	△267	22	△200
貸出金の純増 (△) 減	△5,217	32,504	△67,022
預金の純増減 (△)	△10,216	1,909	49,290
譲渡性預金の純増減 (△)	33,125	32,023	6,259
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△23	9,993	△7
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	13	△6,970	△22
コールローン等の純増 (△) 減	△15,727	△13,386	△19,565
コールマネー等の純増減 (△)	1,000	△21,000	21,000
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△283	68	△522
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△3	△3	△5
資金運用による収入	21,512	19,859	42,048
資金調達による支出	△3,136	△2,469	△6,140
その他	△7,879	△21,560	9,421
小計	2,157	19,443	12,929
法人税等の支払額	△3,142	△101	△5,327
法人税等の還付額	—	2,330	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△985	21,672	7,601

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△181,344	△98,150	△314,422
有価証券の売却による収入	68,006	8,425	99,599
有価証券の償還による収入	110,817	69,474	204,740
金銭の信託の減少による収入	960	—	6,892
有形固定資産の取得による支出	△755	△319	△1,352
有形固定資産の売却による収入	332	38	317
無形固定資産の取得による支出	△95	△51	△602
その他	2	—	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,077	△20,582	△4,825
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	—	△753	△4,968
配当金の支払額	△554	△554	△1,109
自己株式の取得による支出	△175	△5	△215
自己株式の売却による収入	23	0	38
財務活動によるキャッシュ・フロー	△707	△1,312	△6,253
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	6	4
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,758	△215	△3,472
現金及び現金同等物の期首残高	35,187	31,714	35,187
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 31,428	※1 31,498	※1 31,714

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～33年 その他 3年～20年</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同 左</p> <p>② 無形固定資産 同 左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～33年 その他 3年～20年</p> <p>② 無形固定資産 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 役員賞与引当金の計上基準 同 左	——
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同 左	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同 左	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>前連結会計年度の下期から睡眠預金の払戻に関するデータが整備され、合理的な見積もりが可能となったことに伴い、これを前連結会計年度末より適用しております。これにより、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、その他経常費用は14百万円、特別損失は97百万円それぞれ少なく、経常利益は14百万円、税金等調整前中間純利益は111百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>同 左</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ) 一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ハ) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ハ) 同 左</p>
	<p>(14) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(14) 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(14) 消費税等の会計処理 同 左</p>
	<p>(15) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>(15) 税効果会計に関する事項 同 左</p>	<p>—————</p>
5 (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる営業経費、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>	—	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる営業経費、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	—	<p>その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。</p> <p>従来は、その他有価証券の時価が「著しく下落した」と判断するための基準のうち、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した銘柄については、過去半年間の価格動向を参照し判定しておりましたが、平成20年10月以降の急激な株価変動が当連結会計年度末においても継続している状況下において中長期的な保有を目的とする投資方針との整合性などを踏まえ、過去1年間の価格動向を参照し判定する等の見直しを行っております。</p> <p>この変更により、改正前の基準により行った場合に比べ、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ1,640百万円減少しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式356百万円を含んでおります。</p> <p>※2 _____</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,767百万円、延滞債権額は26,135百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,095百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式359百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に30,000百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,910百万円、延滞債権額は30,924百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は748百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式359百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に15,000百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,375百万円、延滞債権額は28,444百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は482百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,393百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,391百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,573百万円であります。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、11,500百万円であります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,912百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,495百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,408百万円であります。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,200百万円であります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,584百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,887百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,900百万円であります。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、3,000百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																								
<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>115,592百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>72百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>5,039百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>1,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券74,991百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は138百万円、敷金は161百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、575,257百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが565,471百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	115,592百万円	その他資産	72百万円	預金	5,039百万円	コールマネー及び売渡手形	1,000百万円	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>127,558百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>72百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,324百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>10,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券76,144百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は132百万円、敷金は161百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、577,132百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが569,080百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	127,558百万円	その他資産	72百万円	預金	3,324百万円	借入金	10,000百万円	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>138,069百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>72百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>11,958百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>21,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券75,316百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は140百万円、敷金は162百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、564,125百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが556,167百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	138,069百万円	その他資産	72百万円	預金	11,958百万円	コールマネー及び売渡手形	21,000百万円
有価証券	115,592百万円																									
その他資産	72百万円																									
預金	5,039百万円																									
コールマネー及び売渡手形	1,000百万円																									
有価証券	127,558百万円																									
その他資産	72百万円																									
預金	3,324百万円																									
借入金	10,000百万円																									
有価証券	138,069百万円																									
その他資産	72百万円																									
預金	11,958百万円																									
コールマネー及び売渡手形	21,000百万円																									

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																							
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,221百万円及び株式等償却88百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産4か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額26百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>岩手県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地及び建物</td> <td>26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	岩手県内	営業店舗	土地及び建物	26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)	合計				26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額365百万円及び株式等売却損214百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産4か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額50百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>岩手県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地及び建物</td> <td>50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	岩手県内	営業店舗	土地及び建物	50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)	合計				50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)	<p>※1 「その他の経常費用」には、株式等償却1,780百万円を含んでおります。</p> <p>※2 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産12か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額112百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>岩手県内</td> <td>営業店舗</td> <td>土地及び建物</td> <td>90百万円 (うち土地53百万円) (うち建物36百万円)</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岩手県内</td> <td>遊休土地</td> <td>土地</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>青森県内</td> <td>遊休土地</td> <td>土地</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>112百万円 (うち土地75百万円) (うち建物36百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	岩手県内	営業店舗	土地及び建物	90百万円 (うち土地53百万円) (うち建物36百万円)	遊休資産	岩手県内	遊休土地	土地	18百万円	遊休資産	青森県内	遊休土地	土地	3百万円	合計				112百万円 (うち土地75百万円) (うち建物36百万円)
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																					
稼働資産	岩手県内	営業店舗	土地及び建物	26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)																																																					
合計				26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)																																																					
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																					
稼働資産	岩手県内	営業店舗	土地及び建物	50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)																																																					
合計				50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)																																																					
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																					
稼働資産	岩手県内	営業店舗	土地及び建物	90百万円 (うち土地53百万円) (うち建物36百万円)																																																					
遊休資産	岩手県内	遊休土地	土地	18百万円																																																					
遊休資産	青森県内	遊休土地	土地	3百万円																																																					
合計				112百万円 (うち土地75百万円) (うち建物36百万円)																																																					

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	19,097	—	—	19,097	
合 計	19,097	—	—	19,097	
自己株式					
普通株式	602	28	3	627	(注) 1、2
合 計	602	28	3	627	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月22日 定時株主総会	普通株式	554	30	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	554	利益剰余金	30	平成20年9月30日	平成20年12月10日

II 当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	19,097	—	—	19,097	
合 計	19,097	—	—	19,097	
自己株式					
普通株式	631	1	0	632	(注) 1、2
合 計	631	1	0	632	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月21日 定時株主総会	普通株式	554	30	平成21年3月31日	平成21年6月22日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	554	利益剰余金	30	平成21年9月30日	平成21年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	19,097	—	—	19,097	
合 計	19,097	—	—	19,097	
自己株式					
普通株式	602	35	6	631	(注) 1、2
合 計	602	35	6	631	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月22日 定時株主総会	普通株式	554	30	平成20年3月31日	平成20年6月23日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	554	30	平成20年9月30日	平成20年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月21日 定時株主総会	普通株式	554	利益剰余金	30	平成21年3月31日	平成21年6月22日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年3月31日現在
現金預け金勘定 31,813 普通預け金 △273 その他 △111 現金及び現金同等物 <u>31,428</u>	現金預け金勘定 38,889 外貨預け金 △7,000 普通預け金 △282 その他 △108 現金及び現金同等物 <u>31,498</u>	現金預け金勘定 32,134 普通預け金 △292 その他 △128 現金及び現金同等物 <u>31,714</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 (借手側) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 395百万円 無形固定資産 78百万円 合計 474百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 196百万円 無形固定資産 53百万円 合計 249百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 198百万円 無形固定資産 25百万円 合計 224百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 79百万円 1年超 149百万円 合計 229百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 44百万円 減価償却費相当額 40百万円 支払利息相当額 4百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 392百万円 無形固定資産 65百万円 合計 458百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 262百万円 無形固定資産 52百万円 合計 314百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 130百万円 無形固定資産 13百万円 合計 144百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 80百万円 1年超 68百万円 合計 149百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 42百万円 減価償却費相当額 39百万円 支払利息相当額 3百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 395百万円 無形固定資産 78百万円 合計 474百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 230百万円 無形固定資産 59百万円 合計 290百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 164百万円 無形固定資産 19百万円 合計 183百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 79百万円 1年超 109百万円 合計 189百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 89百万円 減価償却費相当額 81百万円 支払利息相当額 9百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過リ ース料 (借手側) 1年内 1百万円 1年超 5百万円 合計 6百万円 (貸手側) 1年内 11百万円 1年超 320百万円 合計 332百万円	2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過リ ース料 (借主側) 1年内 2百万円 1年超 8百万円 合計 10百万円 (貸主側) 1年内 11百万円 1年超 309百万円 合計 320百万円	2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過リ ース料 (借主側) 1年内 1百万円 1年超 4百万円 合計 5百万円 (貸主側) 1年内 11百万円 1年超 315百万円 合計 326百万円

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	40,968	41,351	382
地方債	997	1,010	13
社債	15,402	14,777	△ 624
その他	23,952	23,740	△ 212
合計	81,320	80,879	△ 440

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	30,714	52,917	22,203
債券	633,859	634,239	379
国債	214,014	214,213	199
地方債	151,959	152,228	269
社債	267,886	267,797	△ 88
その他	151,882	139,872	△ 11,691
合計	816,457	827,029	10,891

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,533百万円(うち、株式88百万円、社債150百万円、「その他」のうち投資信託1,466百万円及び外国証券828百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1)個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合で、合理的な反証がない場合、(2)個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、次の基準に該当し、時価の回復可能性がないと判断される場合であります。

(1) 株式

- ① 時価が中間連結会計期間末日以前6カ月間にわたり、一度も取得原価を回復していない場合
- ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
- ③ 中間連結会計期間末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(2) 債券

取得時に比べて取得格付けが2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用リスクの著しい低下があったと判断される場合

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	5,476
短期社債	999
信託受益権	24
その他有価証券	
非上場株式	1,126
非上場外国証券	5

II 当中間連結会計期間末

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	39,954	40,757	802
地方債	998	1,018	19
社債	13,354	12,770	△ 583
その他	18,098	17,720	△ 378
合計	72,405	72,266	△ 139

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	28,257	42,034	13,777
債券	690,118	699,519	9,400
国債	226,450	229,416	2,966
地方債	180,835	182,846	2,010
社債	282,832	287,256	4,423
その他	109,538	103,552	△ 5,884
合計	827,914	845,107	17,294

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、803百万円（「社債」のうち事業債722百万円、「その他」のうち外国証券81百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1) 個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、(2) 個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

(1) 株式

- ① 時価が中間連結会計期間末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
- ③ 中間連結会計期間末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(2) 投資信託

① 時価が中間連結会計期間末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合

② 中間連結会計期間末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(3) 債券および信託受益権

取得時に比べて取得格付けが2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用リスクの著しい低下があったと判断される場合

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	5,063
信託受益権	499
短期社債	4,998
その他有価証券	
非上場株式	1,165
非上場外国証券	0

Ⅲ 前連結会計年度末

※ 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	10	△ 0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	42,943	43,699	755	755	—
地方債	997	1,016	18	18	—
社債	15,403	14,610	△ 792	27	820
その他	20,885	20,427	△ 458	76	534
合計	80,230	79,754	△ 476	878	1,354

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	29,954	39,795	9,841	12,210	2,368
債券	653,378	652,427	△ 951	6,674	7,625
国債	217,278	217,075	△ 203	3,794	3,998
地方債	157,868	158,179	311	935	623
社債	278,232	277,172	△ 1,059	1,944	3,003
その他	124,463	110,843	△ 13,258	33	13,292
合計	807,796	803,066	△ 4,368	18,917	23,286

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は5,326百万円(うち、株式1,780百万円、「社債」のうち事業債420百万円、「その他」のうち投資信託1,746百万円及び外国証券1,379百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1) 個々の銘柄の有価証券の連結会計年度末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、(2) 個々の銘柄の有価証券の連結会計年度末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

- (1) 株式
- ① 時価が連結会計年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
 - ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
 - ③ 連結会計年度末時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合
- (2) 投資信託
- ① 時価が連結会計年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
 - ② 連結会計年度末時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合
- (3) 債券及び信託受益権
- 取得時に比べて取得格付けが2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用リスクの著しい低下があったと判断される場合

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	108,598	5,203	14,213

5 時価評価されていない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	5,213
その他有価証券	
非上場株式	1,169
非上場外国証券	5

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	101,513	427,279	145,740	42,451
国債	45,322	118,310	65,570	30,816
地方債	12,289	110,247	26,190	10,450
社債	43,902	198,721	53,979	1,185
その他	20,270	55,243	15,544	18,305
合計	121,784	482,522	161,284	60,757

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,891
その他有価証券	10,891
(△)繰延税金負債	3,707
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,184
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	7,185

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	17,294
その他有価証券	17,294
(△)繰延税金負債	6,686
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	10,607
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	10,607

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△ 4,368
その他有価証券	△ 4,368
(+)繰延税金資産	1,979
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△ 2,389
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△ 2,388

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	5,521	△62	△62
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△62	△62

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	409	△21	△21
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△21	△21

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	3,000	△319	△319
	その他	—	—	—
	合計	—	△319	△319

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	5,500	△137	△137
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△137	△137

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	604	16	16
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	16	16

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	2,000	△100	△100
	その他	—	—	—
	合計	—	△100	△100

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約、その他として複合金融商品に組み込まれたクレジット・デフォルト・スワップであります。

(2) 取引の取組方針、利用目的

当行では、市場流動性の高い商品に限定してデリバティブ取引を取扱っております。利用目的は、お客さまのニーズにお応えすること、およびALM(資産・負債総合管理)の観点から、将来の金利や為替等の変動によって生じるリスクをヘッジ(回避)することにあります。ヘッジ方針はリスクのコントロールによる安定的な収益確保と資産・負債の健全性維持を掲げております。

なお、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引(ディーリング取引)は行っておりません。当行では、貸出金および有価証券を対象として金利リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っておりますが、金利スワップ取引における評価損益は一部ヘッジ会計を適用しております。

ヘッジの有効性に関しましては、「金融商品会計に関する実務指針」に沿った内部規程により検証しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引のリスクとしましては、金利、為替等の変動により保有するポジションの価値が変動するリスク(市場リスク)と取引相手方の契約不履行により経済的損害を被るリスク(信用リスク)があります。

なお、自己資本比率規制に基づきカレントエクスポージャー方式により算出した平成21年3月末のデリバティブ取引の信用リスク相当額は15億24百万円であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

スワップ取引につきましては、ヘッジの必要性等を十分に検討したうえで格付けの高い金融機関に限定して契約を行っているほか、契約先への与信枠の見直しも定期的を実施し、信用リスクの限定化に努めております。

また、為替予約取引につきましては、個別取引について管理しているほか、当行全体の持高を管理し、ALM委員会において状況把握を行っております。

具体的管理手段は、内部管理規程を定め、内部基準に沿ったリスク管理を行っております。

なお、ヘッジ取引に係る有効性検証は市場金融部ミドル担当が行い、内部牽制機能の充実に努めております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	5,898	5,381	△ 149	△ 149
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	△ 149	△ 149

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約	—	—	—	—
	売建	286	—	△ 7	△ 7
	買建	759	—	3	3
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	△ 3	△ 3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	2,000	2,000	△ 361	△ 361
	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—	—
	合計	—	—	△ 361	△ 361

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3 クレジット・デフォルト・スワップ「売建」は信用リスクの引受取引であります。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で銀行の従属業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度とも事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも100%であるため、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度とも所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度とも国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	7,446.90	7,428.39	6,587.56
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額)	円	53.98	168.97	△ 252.04
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額	円	47.81	153.24	—

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成20年9月30日	当中間連結会計期間末 平成21年9月30日	前連結会計年度末 平成21年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	137,546	137,164	121,645
純資産の部の合計額から控除 する金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額	百万円	137,546	137,164	121,645
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数	千株	18,470	18,464	18,465

3 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間純利益 (△は当期純損失)	百万円	998	3,120	△ 4,657
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間純利益 (△は普通株式に係る当期 純損失)	百万円	998	3,120	△ 4,657
普通株式の(中間)期中平 均株式数	千株	18,489	18,465	18,478
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	△ 33	—
うち転換社債型新株予約 権付社債償還益(税額相 当額控除後)	百万円	—	△ 33	—
普通株式増加数	千株	2,387	1,674	—
うち転換社債型新株予約 権付社債	千株	2,387	1,674	—

(重要な後発事象)

- I 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当ありません。

- II 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。

- III 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当ありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

（単位：百万円）

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	17,092	12,208
資金運用収益	10,591	9,962
(うち貸出金利息)	6,810	6,472
(うち有価証券利息配当金)	3,547	3,383
役務取引等収益	1,646	1,595
その他業務収益	1,677	388
その他経常収益	3,177	261
経常費用	17,170	10,326
資金調達費用	1,921	1,324
(うち預金利息)	1,670	1,123
役務取引等費用	576	567
その他業務費用	3,067	863
営業経費	7,119	7,026
その他経常費用	※1 4,485	※1 544
経常利益（△は経常損失）	△77	1,881
特別利益	253	13
固定資産処分益	253	13
償却債権取立益	0	—
特別損失	70	67
固定資産処分損	44	17
減損損失	26	50
税金等調整前四半期純利益	104	1,827
法人税、住民税及び事業税	2,216	△881
法人税等調整額	△2,588	1,733
法人税等合計	△371	852
四半期純利益	476	975

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,356百万円及び株式等償却31百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額297百万円、株式等売却損60百万円及び債権売却損44百万円を含んでおります。

(2) 債権の取立不能のおそれについて

当行の取引先である榑穴吹工務店が平成21年11月24日付で会社更生手続開始の申立を行いました。当行の同社に対する与信総額は3,280百万円であり、債務者区分の変更に伴い貸倒引当金を平成22年3月期第3四半期において追加繰入する見込みであります。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	31,813	38,889	32,134
コールローン	50,278	72,706	57,143
買入金銭債権	23,988	18,789	20,964
商品有価証券	21	17	10
金銭の信託	5,935	—	—
有価証券	※1, ※9, ※14 892,018	※1, ※2, ※9, ※14 910,656	※1, ※2, ※9, ※14 868,812
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 1,340,785	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 1,370,085	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 1,402,590
外国為替	※7 1,320	※7 1,491	※7 1,559
その他資産	※9 12,067	※9 7,643	※9 10,147
有形固定資産	※11 19,061	※11 18,050	※11, ※12 18,610
無形固定資産	1,840	1,443	1,879
繰延税金資産	7,225	4,664	15,040
支払承諾見返	9,608	7,665	8,126
貸倒引当金	△15,043	△15,122	△15,407
資産の部合計	2,380,920	2,436,982	2,421,611
負債の部			
預金	※9 2,084,648	※9 2,145,919	※9 2,144,153
譲渡性預金	72,592	77,899	45,726
コールマネー	※9 1,000	—	※9 21,000
借入金	262	※9 10,272	279
外国為替	5	0	3
社債	※13 20,000	※13 20,000	※13 20,000
新株予約権付社債	20,000	13,670	14,480
その他負債	28,414	17,695	39,374
未払法人税等	2,743	72	—
その他の負債	25,670	17,622	39,374
役員賞与引当金	15	15	—
退職給付引当金	6,711	6,717	6,666
役員退職慰労引当金	438	281	478
睡眠預金払戻損失引当金	130	93	114
偶発損失引当金	57	107	78
支払承諾	9,608	7,665	8,126
負債の部合計	2,243,885	2,300,338	2,300,481

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	12,089	12,089	12,089
資本剰余金	4,811	4,811	4,811
資本準備金	4,811	4,811	4,811
利益剰余金	116,521	112,867	110,305
利益準備金	7,278	7,278	7,278
その他利益剰余金	109,243	105,589	103,027
固定資産圧縮積立金	688	803	803
別途積立金	104,480	99,080	104,480
繰越利益剰余金	4,074	5,705	△2,256
自己株式	△3,964	△3,993	△3,987
株主資本合計	129,457	125,775	123,219
その他有価証券評価差額金	7,184	10,607	△2,389
繰延ヘッジ損益	392	261	300
評価・換算差額等合計	7,577	10,869	△2,088
純資産の部合計	137,035	136,644	121,130
負債及び純資産の部合計	2,380,920	2,436,982	2,421,611

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	30,254	25,063	54,636
資金運用収益	21,450	19,937	41,856
(うち貸出金利息)	13,530	12,983	27,188
(うち有価証券利息配当金)	7,441	6,725	13,907
役務取引等収益	3,186	3,032	6,067
その他業務収益	2,073	895	2,843
その他経常収益	3,544	1,199	3,869
経常費用	28,801	20,111	63,555
資金調達費用	3,721	2,606	6,698
(うち預金利息)	3,305	2,308	5,952
役務取引等費用	1,142	1,139	2,302
その他業務費用	4,069	1,237	17,840
営業経費	※1 14,419	※1 14,241	28,287
その他経常費用	※2 5,448	※2 887	8,426
経常利益又は経常損失 (△)	1,452	4,952	△8,919
特別利益	※3 305	25	318
特別損失	※4 80	※4 98	※4 222
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	1,677	4,878	△8,823
法人税、住民税及び事業税	2,828	26	53
法人税等調整額	△2,150	1,736	△4,216
法人税等合計	678	1,762	△4,162
中間純利益又は中間純損失 (△)	999	3,115	△4,660

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	12,089	12,089	12,089
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	12,089	12,089	12,089
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	4,811	4,811	4,811
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	4,811	4,811	4,811
資本剰余金合計			
前期末残高	4,811	4,811	4,811
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	4,811	4,811	4,811
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	7,278	7,278	7,278
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	7,278	7,278	7,278
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	688	803	688
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	141
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	△26
当中間期変動額合計	—	—	115
当中間期末残高	688	803	803
別途積立金			
前期末残高	100,880	104,480	100,880
当中間期変動額			
別途積立金の積立	3,600	△5,400	3,600
当中間期変動額合計	3,600	△5,400	3,600
当中間期末残高	104,480	99,080	104,480

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	7,230	△2,256	7,230
当中間期変動額			
剰余金の配当	△554	△554	△1,109
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	△141
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	26
別途積立金の積立	△3,600	5,400	△3,600
中間純利益又は中間純損失 (△)	999	3,115	△4,660
自己株式の処分	△0	△0	△1
当中間期変動額合計	△3,156	7,961	△9,486
当中間期末残高	4,074	5,705	△2,256
利益剰余金合計			
前期末残高	116,077	110,305	116,077
当中間期変動額			
剰余金の配当	△554	△554	△1,109
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益又は中間純損失 (△)	999	3,115	△4,660
自己株式の処分	△0	△0	△1
当中間期変動額合計	443	2,561	△5,771
当中間期末残高	116,521	112,867	110,305
自己株式			
前期末残高	△3,812	△3,987	△3,812
当中間期変動額			
自己株式の取得	△175	△5	△215
自己株式の処分	23	0	40
当中間期変動額合計	△151	△5	△175
当中間期末残高	△3,964	△3,993	△3,987
株主資本合計			
前期末残高	129,166	123,219	129,166
当中間期変動額			
剰余金の配当	△554	△554	△1,109
中間純利益又は中間純損失 (△)	999	3,115	△4,660
自己株式の取得	△175	△5	△215
自己株式の処分	23	0	38
当中間期変動額合計	291	2,556	△5,946
当中間期末残高	129,457	125,775	123,219

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	19,840	△2,389	19,840
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△12,655	12,996	△22,229
当中間期変動額合計	△12,655	12,996	△22,229
当中間期末残高	7,184	10,607	△2,389
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	529	300	529
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△136	△38	△229
当中間期変動額合計	△136	△38	△229
当中間期末残高	392	261	300
評価・換算差額等合計			
前期末残高	20,369	△2,088	20,369
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△12,792	12,957	△22,458
当中間期変動額合計	△12,792	12,957	△22,458
当中間期末残高	7,577	10,869	△2,088
純資産合計			
前期末残高	149,535	121,130	149,535
当中間期変動額			
剰余金の配当	△554	△554	△1,109
中間純利益又は中間純損失 (△)	999	3,115	△4,660
自己株式の取得	△175	△5	△215
自己株式の処分	23	0	38
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△12,792	12,957	△22,458
当中間期変動額合計	△12,500	15,514	△28,405
当中間期末残高	137,035	136,644	121,130

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 固定資産の減 価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法 (ただし、平成10年4月1 日以後に取得した建物(建 物附属設備を除く。)につ いては定額法)を採用し、 年間減価償却費見積額を期 間により按分し計上してお ります。 また、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建 物 3～33年 その他 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法 により償却しております。 なお、自社利用のソフトウ ェアについては、行内にお ける利用可能期間(5年)に 基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法 (ただし、平成10年4月1 日以後に取得した建物(建 物附属設備を除く。)につ いては定額法)を採用して おります。 なお、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建 物 3年～33年 その他 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 引当金の計上 基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 役員賞与引当金 同 左	—
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金 同 左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同 左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (追加情報) 前事業年度の下期から睡眠預金の払戻に関するデータが整備され、合理的な見積もりが可能となったことに伴い、これを前事業年度末より適用しております。これにより、前中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、その他経常費用は14百万円、特別損失は97百万円それぞれ少なく、経常利益は14百万円、税引前中間純利益は111百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同 左</p>
	<p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>	<p>(6) 偶発損失引当金 同 左</p>	<p>(6) 偶発損失引当金 同 左</p>
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
7 リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ) 一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ハ) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ハ) 同 左</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同 左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>
10 税効果会計に関する事項	<p>中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	同 左	—

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる営業経費、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	—	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる営業経費、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	—

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。</p> <p>従来は、その他有価証券の時価が「著しく下落した」と判断するための基準のうち、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した銘柄については、過去半年間の価格動向を参照し判定しておりましたが、平成20年10月以降の急激な株価変動が当事業年度末においても継続している状況下において中長期的な保有を目的とする投資方針との整合性などを踏まえ、過去1年間の価格動向を参照し判定する等の見直しを行っております。</p> <p>この変更により、改正前の基準により行った場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ1,640百万円減少しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>※2 _____</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,767百万円、延滞債権額は26,135百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,095百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,393百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に30,000百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,910百万円、延滞債権額は30,924百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は748百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,912百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に15,000百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,375百万円、延滞債権額は28,444百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は482百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,584百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																								
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,391百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,573百万円であります。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、11,500百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>115,592百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>72百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>5,039百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券74,991百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は138百万円及び敷金は161百万円であります。</p>	有価証券	115,592百万円	その他資産	72百万円	預金	5,039百万円	コールマネー	1,000百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,495百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,408百万円であります。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,200百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>127,558百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>72百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>3,324百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>10,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券76,144百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は132百万円、敷金は161百万円であります。</p>	有価証券	127,558百万円	その他資産	72百万円	預金	3,324百万円	借入金	10,000百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,887百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,900百万円であります。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、3,000百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>138,069百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>72百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>11,958百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>21,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券75,316百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は140百万円、敷金は162百万円であります。</p>	有価証券	138,069百万円	その他資産	72百万円	預金	11,958百万円	コールマネー	21,000百万円
有価証券	115,592百万円																									
その他資産	72百万円																									
預金	5,039百万円																									
コールマネー	1,000百万円																									
有価証券	127,558百万円																									
その他資産	72百万円																									
預金	3,324百万円																									
借入金	10,000百万円																									
有価証券	138,069百万円																									
その他資産	72百万円																									
預金	11,958百万円																									
コールマネー	21,000百万円																									

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、575,257百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが565,471百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 38,582百万円</p> <hr/> <p>※13 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,476百万円であります。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、577,132百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが569,080百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 38,886百万円</p> <hr/> <p>※13 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,063百万円であります。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、564,125百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが556,167百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 38,697百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,335百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,213百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																							
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 829百万円 無形固定資産 453百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,221百万円及び株式等償却88百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、固定資産処分益305百万円を含んでおります。</p> <p>※4 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産4か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額26百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>岩手 県内</td> <td>営業店舗 4か所</td> <td>土地及び建物</td> <td>26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグループピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	岩手 県内	営業店舗 4か所	土地及び建物	26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)	合計				26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 761百万円 無形固定資産 486百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額365百万円及び株式等売却損214百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※4 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産4か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額50百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>岩手 県内</td> <td>営業店舗 4か所</td> <td>土地及び建物</td> <td>50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグループピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	岩手 県内	営業店舗 4か所	土地及び建物	50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)	合計				50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>※4 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産12か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額112百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働資産</td> <td>岩手 県内</td> <td>営業店舗 7か所</td> <td>土地及び建物</td> <td>90百万円 (うち土地53百万円) (うち建物36百万円)</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>岩手 県内</td> <td>遊休土地 4か所</td> <td>土地</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>青森 県内</td> <td>遊休土地 1か所</td> <td>土地</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>112百万円 (うち土地75百万円) (うち建物36百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグループピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	岩手 県内	営業店舗 7か所	土地及び建物	90百万円 (うち土地53百万円) (うち建物36百万円)	遊休資産	岩手 県内	遊休土地 4か所	土地	18百万円	遊休資産	青森 県内	遊休土地 1か所	土地	3百万円	合計				112百万円 (うち土地75百万円) (うち建物36百万円)
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																					
稼働資産	岩手 県内	営業店舗 4か所	土地及び建物	26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)																																																					
合計				26百万円 (うち土地17百万円) (うち建物 8百万円)																																																					
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																					
稼働資産	岩手 県内	営業店舗 4か所	土地及び建物	50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)																																																					
合計				50百万円 (うち土地43百万円) (うち建物 7百万円)																																																					
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																					
稼働資産	岩手 県内	営業店舗 7か所	土地及び建物	90百万円 (うち土地53百万円) (うち建物36百万円)																																																					
遊休資産	岩手 県内	遊休土地 4か所	土地	18百万円																																																					
遊休資産	青森 県内	遊休土地 1か所	土地	3百万円																																																					
合計				112百万円 (うち土地75百万円) (うち建物36百万円)																																																					

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	600	28	3	625	(注) 1、2
合 計	600	28	3	625	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	629	1	0	630	(注) 1、2
合 計	629	1	0	630	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	600	35	6	629	(注) 1、2
合 計	600	35	6	629	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																										
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借手側) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>395百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>78百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>474百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>196百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>53百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>249百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>198百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>224百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>149百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>229百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>44百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>40百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>4百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	有形固定資産	395百万円	無形固定資産	78百万円	合計	474百万円	有形固定資産	196百万円	無形固定資産	53百万円	合計	249百万円	有形固定資産	198百万円	無形固定資産	25百万円	合計	224百万円	1年内	79百万円	1年超	149百万円	合計	229百万円	支払リース料	44百万円	減価償却費相当額	40百万円	支払利息相当額	4百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>392百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>65百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>458百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>262百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>52百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>314百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>130百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>144百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>80百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>68百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>149百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>42百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>39百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>3百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	有形固定資産	392百万円	無形固定資産	65百万円	合計	458百万円	有形固定資産	262百万円	無形固定資産	52百万円	合計	314百万円	有形固定資産	130百万円	無形固定資産	13百万円	合計	144百万円	1年内	80百万円	1年超	68百万円	合計	149百万円	支払リース料	42百万円	減価償却費相当額	39百万円	支払利息相当額	3百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>395百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>78百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>474百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>230百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>59百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>290百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>164百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>183百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>109百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>189百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>89百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>81百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>9百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	有形固定資産	395百万円	無形固定資産	78百万円	合計	474百万円	有形固定資産	230百万円	無形固定資産	59百万円	合計	290百万円	有形固定資産	164百万円	無形固定資産	19百万円	合計	183百万円	1年内	79百万円	1年超	109百万円	合計	189百万円	支払リース料	89百万円	減価償却費相当額	81百万円	支払利息相当額	9百万円
有形固定資産	395百万円																																																																																											
無形固定資産	78百万円																																																																																											
合計	474百万円																																																																																											
有形固定資産	196百万円																																																																																											
無形固定資産	53百万円																																																																																											
合計	249百万円																																																																																											
有形固定資産	198百万円																																																																																											
無形固定資産	25百万円																																																																																											
合計	224百万円																																																																																											
1年内	79百万円																																																																																											
1年超	149百万円																																																																																											
合計	229百万円																																																																																											
支払リース料	44百万円																																																																																											
減価償却費相当額	40百万円																																																																																											
支払利息相当額	4百万円																																																																																											
有形固定資産	392百万円																																																																																											
無形固定資産	65百万円																																																																																											
合計	458百万円																																																																																											
有形固定資産	262百万円																																																																																											
無形固定資産	52百万円																																																																																											
合計	314百万円																																																																																											
有形固定資産	130百万円																																																																																											
無形固定資産	13百万円																																																																																											
合計	144百万円																																																																																											
1年内	80百万円																																																																																											
1年超	68百万円																																																																																											
合計	149百万円																																																																																											
支払リース料	42百万円																																																																																											
減価償却費相当額	39百万円																																																																																											
支払利息相当額	3百万円																																																																																											
有形固定資産	395百万円																																																																																											
無形固定資産	78百万円																																																																																											
合計	474百万円																																																																																											
有形固定資産	230百万円																																																																																											
無形固定資産	59百万円																																																																																											
合計	290百万円																																																																																											
有形固定資産	164百万円																																																																																											
無形固定資産	19百万円																																																																																											
合計	183百万円																																																																																											
1年内	79百万円																																																																																											
1年超	109百万円																																																																																											
合計	189百万円																																																																																											
支払リース料	89百万円																																																																																											
減価償却費相当額	81百万円																																																																																											
支払利息相当額	9百万円																																																																																											

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過リ ース料 (借手側) 1年内 1百万円 1年超 5百万円 合計 6百万円 (貸手側) 1年内 11百万円 1年超 320百万円 合計 332百万円	2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過リ ース料 (借主側) 1年内 2百万円 1年超 8百万円 合計 10百万円 (貸主側) 1年内 11百万円 1年超 309百万円 合計 320百万円	2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過リ ース料 (借主側) 1年内 1百万円 1年超 4百万円 合計 5百万円 (貸主側) 1年内 11百万円 1年超 315百万円 合計 326百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

I 前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当ありません。

II 当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当ありません。

III 前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当ありません。

4【その他】

(1) 中間配当

平成21年11月13日開催の取締役会において、第128期の中間配当について次のとおり決議しました。

中間配当金額 554百万円

1株当たりの中間配当金 30円

(2) 債権の取立不能のおそれについて

当行の取引先である(株)穴吹工務店が平成21年11月24日付で会社更生手続開始の申立を行いました。当行の同社に対する与信総額は3,280百万円であり、債務者区分の変更に伴い貸倒引当金を平成22年3月期第3四半期において追加繰入する見込みであります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社岩手銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 野 利 明 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 英 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成 田 孝 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社岩手銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 野 利 明 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 英 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成 田 孝 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社岩手銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 野 利 明 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 英 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成 田 孝 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第127期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社岩手銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 野 利 明 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 英 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成 田 孝 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第128期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月26日

【会社名】 株式会社岩手銀行

【英訳名】 The Bank of Iwate, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高橋真裕

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【縦覧に供する場所】 株式会社岩手銀行東京営業部
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取高橋真裕は、当行の第128期第2四半期(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

